

1. 国民健康保険における賦課方式の現況

別紙1

地方税法第703条の4第2項

○市町村は、医療保険分(医療分)、後期高齢者医療への支援金分(後期分)及び介護保険2号保険料分(介護分)のそれぞれで、4方式・3方式・2方式のいずれかの賦課方式で算定し、被保険者に課税している。
 ○守谷市は、医療分、後期分については3方式、介護分については2方式となっています。

賦課方式			国民健康保険税		
			医療分	後期分	介護分(40歳～64歳)
4方式	応能割	所得割	20市町村 45.5%	20市町村 45.5%	15市町村 34.1%
		資産割			
	応益割	均等割	24市町村 54.5%	23市町村 52.3%	8市町村 18.2%
		平等割			
3方式	応能割	所得割	0市町村 0.0%	1市町村 2.2%	21市町村 47.2%
	応益割	均等割			
2方式	応能割	所得割	守谷市		
	応益割	均等割			

<参考> 守谷市の国保税の算定方法 (3方式)

廃止済	所得割	⇒	被保険者の総所得金額等	×	所得割率(%)	} 世帯の保険税 ⇒ 世帯主課税
	資産割	⇒	被保険者の固定資産税	×	資産割率(%)	
R4～廃止	均等割	⇒	被保険者数	×	均等割額(円)	
	平等割	⇒	1世帯	×	平等割額(円)	

2. 賦課方式を2方式に統一する理由

※国保の運営について、県と市町村が共通認識の下で保険者の事務を実施するとともに、

茨城県国民健康保険運営方針（令和2年10月一部改定 抜粋）

第3 本県における取組の方針

2 市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

(3) 保険料の水準等の統一に向けた検討

将来的な県内の保険料水準の統一については、**県内統一的な方針である本運営方針に基づき**保健事業などの取組を推進することにより、各市町村の医療費水準や保険料水準の平準化を図りつつ、その状況等を勘案しながら、引き続き検討を進めるものとする。

なお、各市町村における**国保税の算定方式については、2方式(所得割・均等割)とし、令和4年度からの統一を目指す。**

全 般	<ul style="list-style-type: none"> ・簡潔・公平な賦課方式であること。 ・持続可能な国保制度とするため、県内市町村の賦課方式を統一し、国が求める将来的な保険料水準の統一に向けた議論の第一歩とすること。
資産割 (廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税との二重課税といった被保険者の懸念を解消できること。 ・資産の所有場所による不公平感(被保険者が他市町村に所有する資産に係る固定資産税は算定できない)を解消できること。
平等割 (廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の国保世帯の約85%が1人または2人世帯(H30時点)であり、制度創設時の昭和30年代と比べ、家族の形態が大きく変わってきたこと。[「均等割」(被保険者1人あたり)]を補完する役割を持つ「平等割」(被保険者世帯あたり)を賦課する意義の希薄化。] ・<u>近年増加している低所得の高齢者単独世帯の負担感を減らすことができること。</u>

守谷市は平成20年度廃止

3. 守谷市の被保険者の状況

世帯状況

令和3年4月1日現在

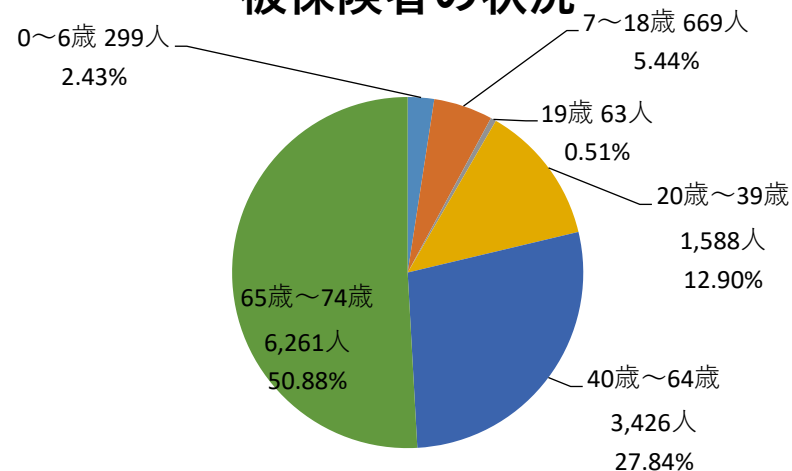
守谷市	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	合計
世帯数	4,385	2,583	488	212	58	10	11	2	7,749
世帯割合	89.92%		6.30%	2.74%	0.75%	0.13%	0.14%	0.02%	100.00%
被保険者数	4,385	5,166	1,464	848	290	60	77	16	12,306

被保険者状況

令和3年4月1日現在

区分	年齢	人数	割合
未就学児	0歳～6歳	299人	2.43%
	7歳～18歳	669人	5.44%
	19歳	63人	0.51%
	20歳～39歳	1,588人	12.90%
	40歳～64歳	3,426人	27.84%
高齢者	65歳～74歳	6,261人	50.88%
合計	0歳～74歳	12,306人	100.00%

被保険者の状況



4. 国民健康保険支払準備基金の状況

令和2年度末現在高	9億2,769万8,000円
-----------	----------------

○取崩しはしない方向で、税率改正等を検討する。

・給付費の増加があった場合における、納付金の増額に備えるため。・今後の保健事業の強化に充てるため。

5. 令和4年度から新たに導入される子どもに係る軽減措置

①全国共通（子どもに係る均等割額の減額措置）

◆対象者	全世帯の未就学児
◆軽減割合	未就学児に係る均等割額5割を公費で軽減
◆負担割合	国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4

②茨城県特別交付金（20歳未満の被保険者数に応じ交付）

県国保特別交付金(総額5億円)については、賦課方式統一にあたり、「平等割」の廃止により、「均等割」が高くなる傾向があり、それに伴い多子世帯などの税額が高くなるため、その軽減策として創設されたもの。
子育て支援の観点から、公費を活用して、子どもの税額軽減等に向けた支援を実施をする。(使途の制限なし)

○交付額 約800万円 ・1人あたり約7千円×1,142人(20歳未満の数)

○県が示す市町村における活用例(想定)

- ・子どもの数に応じた国保税の負担軽減
- ・2方式への変更に伴い税額が一定割合以上上昇する世帯への減免 など

子どもの税額軽減等に向けた支援の実施とのことだが…使途の制限はない。市町村の実情に合わせて活用可能。

○守谷市の活用例

- ・7歳～18歳以下の被保険者を対象に、均等割額の5割減免を実施。(7歳に到達する年度から18歳の年度まで)

①全国共通	②茨城県特別交付金
0歳～6歳(299人)	7歳～18歳(669人)
均等割5割軽減(19,500円)	均等割5割減免(19,500円)